

# 稲作情報

(田植え～分けつ期の管理)

令和5年度第2号

令和5年5月15日発行

福島県喜多方農業普及所、JA会津よつば、

喜多方市、北塩原村、西会津町

## 代かき

- ・用水不足に備え、代かき時から節水に努めるとともに、前年の稲わらの浮き上がり防止のため、ほ場の7～8割の土が見える程度の浅水状態で行いましょう。
- ・雑草イネの発生しているほ場では、丁寧な代かき（長辺方向→短辺方向→長辺方向の3行程）を行うことによって、発生数が減少します（雑草イネの種籾が土中に深く埋め込まれることで発生が抑えられます）。
- ・代かきから田植えまでの期間が長くなる場合は、雑草の発生を抑えるために初期剤を使用しましょう。

## 田植え

- ・苗が肥料切れをおこした状態で植え付けると活着不良の原因となります。苗の葉色が淡くなってきたら窒素成分で1箱当たり1gを追肥し、健全な苗の状態ですべて植え付けましょう。追肥後は葉に付着した肥料を落とすため灌水してください。
- ・プール育苗の場合、田植え当日に落水すると苗箱が重く運搬作業に苦勞するため、田植え2～3日前に落水しておき、以降は上部灌水で管理しましょう。
- ・ハウス内で箱処理剤を施用する時は、こぼれても影響が無いようシートを敷くなどしてください。特にハウス内で後作をする場合は注意が必要です。
- ・田植えは風のない暖かい日（稚苗：日平均気温13℃以上、中苗：日平均気温14℃以上）に行いましょう。強風や低温の日に移植すると活着が遅れます。
- ・植え付けが深すぎると分けつが抑制されますので、植付深は2～3cmを目安にします。
- ・植え付け本数が多いと過繁茂になりやすいため、1株当たり3～4本程度としましょう。
- ・茎数を安定的に確保するため、茎数を確保しにくい「天のつぶ」は株間16cm、「ふくひびき」は株間18cmを基本に植え付けします。

## 水管理

### (1) 田植え後

- ・田植え後は、植え傷みを軽減し、風や低温から苗を保護するため、草丈の半分程度まで灌水し、活着を促しましょう。
- ・ほ場の均平が取れず苗が水没する場合は、呼吸できるように葉先だけでも水面から出してください。

### (2) 活着後

- ・活着後は、2～3cm程度の浅水管理で水温の上昇を図り、分けつを促進させましょう。ただし、低温が続く場合や風の強い日は草丈の半分程度まで灌水して苗を保護します。

・稲わら等未熟有機物が多いほ場では、気温の上昇とともにガスが発生しやすくなるため、温暖な日を選んで間断かん水や落水をしてガスの発生を抑制します。

また、表層剥離やアオミドロ等の藻類、ウキクサが発生してくる場合もあり、これらは稲にまとわりついて倒したり、水面を覆うことで水温の上昇を妨げたりします。発生した場合はガス同様、間断かん水や落水をして発生を抑制します。

## 雑草対策及び除草剤使用時の注意点

- ・田面が露出していると除草剤の効果が低下しますので、ほ場の均平化を図ってください。
- ・雑草の種類及び生育ステージを確認し、除草剤を適期に散布してください。
- ・クログワイやオモダカ等の難防除雑草や雑草イネが増加傾向にあるほ場では、初期剤や初中期一発剤に中期剤を組み合わせた体系防除を行いましょ。
- ・田植えと同時に除草剤を散布した場合は、田植後速やかに入水し、7日間以上止水してください。入水が遅いと除草剤の広がりが悪く、効果不良や薬害の原因となることがあります。また、薬害や除草剤の処理層の破壊に繋がるため、除草剤散布後の補植は避けましょ。
- ・ジャンボ剤やパック剤、豆つぶ剤を使用する場合は、薬剤が拡散するように水深を深め（5～7cm）にしてください。また、薬剤の偏りを防ぐため、風の弱い日に散布しましょ。なお、藻や表層剥離が発生している場合は、これらの発生を抑えてから使用してください。

## ドローンを使用する際の注意点

- ・ドローンで農薬や肥料などを散布する場合は「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」を国土交通省に提出してください。
- ・県ガイドラインの実施計画書等を普及所や市町村に提出してください。
- ・散布前に養蜂家や隣接ほ場生産者（特に有機栽培や特別栽培）、近隣住民等へ情報提供するよう努めてください。養蜂家の情報を得るには、「無人航空機による農薬の空中散布に係る蜜蜂飼育情報提供申請書」を普及所に届け出てください。
- ・農薬等を散布する際は、風の無い朝方に実施し、周囲に飛散しないように注意してください。

大型機械の作業が増える時期です。事故防止のため安全を確認しながら作業を行いましょ。

＝ 春の農作業安全運動重点推進期間 4月1日～5月31日 ＝

トラクタなどで公道を走行する場合、幅が 1.7m（作業機込み）を超えていないか確認しましょ！

- 超える場合は、
- ・作業機の両端に反射器を設置。
  - ・機体左側にサイドミラーを設置。
  - ・保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面に表示。
  - ・大型特殊免許の携帯。

★本情報の内容や米づくりに関するお問い合わせ、  
相談はこちらへどうぞ  
会津農林事務所喜多方農業普及所  
TEL 0241-24-5745  
JA会津よつば 喜多方営農経済センター営農振興課  
TEL 0241-21-1801



過去の稲作情報はコチラから！